



稲沢市地球温暖化対策実行計画

＜事務事業編＞（第8版）

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度



©稲沢市 いなッピー

令和6（2024）年4月

稲 沢 市

目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題の概要	1
2	地球温暖化問題への取組	1
第2章	これまでの取組	2
1	本市の取組	2
2	温室効果ガスの排出状況	4
第3章	計画の基本的事項	5
1	計画の趣旨	5
2	計画の位置づけ	5
3	対象範囲	5
4	対象となる温室効果ガス	6
第4章	第8版計画策定の趣旨・計画期間・削減目標	6
1	第8版計画策定の趣旨	6
2	計画期間	6
3	温室効果ガスの削減目標	6
第5章	温室効果ガス抑制に向けた取組内容	7
1	太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入	7
2	施設設備の改善等	7
3	省エネルギーの推進	7
4	省資源の推進	8
5	その他取組の推進	9
第6章	計画の推進	11
1	推進体制	11
2	進行管理	11
3	職員に対する研修等	11
4	実行計画の見直し	11
	改定の経緯	12

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化とその影響

地球温暖化対策は、21世紀の最重要課題のひとつです。太陽から地球に降り注ぐ光は、地面を暖め、その地表から放出される熱を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。近年、この温室効果ガスが大量に放出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、気温が上昇しています。

地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加と、二酸化炭素の吸収源である森林の伐採等による二酸化炭素の吸収量の減少により引き起こされ、生態系及び人類に悪影響を与えています。

地球温暖化による影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリア等の感染症の発生が増加するなど、私たちの生活に甚大な被害を及ぼしています。

2 地球温暖化問題への取組

(1) 国際的な取組

平成4(1992)年に地球サミットが開催され、平成9(1997)年には地球温暖化防止京都会議(COP3)のもとで先進国等の温室効果ガス排出量の削減を定めた京都議定書が採択されました。その後ロシアが京都議定書を批准したことにより、平成17(2005)年2月に京都議定書は発効されました。平成20(2008)年6月にG8首脳会議(洞爺湖サミット)が開催され、令和32(2050)年に世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することで合意がなされました。

平成27(2015)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会の統合的向上を具体化した「持続可能な開発目標」(SDGs)で17の目標が定められました。同年12月には第21回締約国会議(COP21)で、パリ協定が採択され、地球の気温上昇を産業革命前に比べ「2℃よりも十分低く」抑える長期目標がたてられました。

令和3(2021)年8月の国連気候変動に関する政府間パネルIPCCの「第6次評価報告書」において、世界的な異常気象の原因は地球温暖化であるということが明言され、また、10月から11月にかけてイギリスで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会合(COP26)では、岸田内閣総理大臣は、令和12(2030)年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけました。

(2) わが国の取組

わが国は京都議定書において、温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年レベルから 6%を削減することになり、平成 10 年（1998）年に「地球温暖化の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民の取組の基本的事項を明らかにしました。その後、わが国は京都議定書の批准に伴い平成 14（2002）年に法律の一部を改正し、京都議定書発効により完全施行し地球温暖化の防止の取組を強化しました。

平成 27（2015）年に採択されたパリ協定が平成 28（2016）年に批准、発効され、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を一部改正し、「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画での温室効果ガス削減目標は、令和 12（2030）までに平成 25（2013）年度比 26%ですが、地方公共団体の削減目標は 40%とされました。

令和 2 年（2020）年 10 月の菅内閣総理大臣所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言され、令和 3 年（2021）年 10 月に改定が閣議決定された地球温暖化対策計画では、温室効果ガス削減目標を引き上げ、令和 12（2030）年度において、平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしております。

第 2 章 これまでの取組

1 本市の取組

稲沢市では、平成 10（1998）年に稲沢市庁内環境保全行動計画を策定し、平成 13（2001）年 9 月には環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得して環境問題の継続的改善に取り組み、平成 15（2003）年には環境基本条例のもとに環境基本計画を策定しました。

平成 17（2005）年 3 月には、平成 15（2003）年度を基準年度として、本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量を 3%削減する目標の「稲沢市地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、環境マネジメントシステムとの整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、平成 17（2005）年 4 月 1 日に稲沢市、祖父江町、平和町の 1 市 2 町が合併し、組織等の改編や施設が増えたことなどにより、平成 18（2006）年 11 月に基準年度を平成 17（2005）年度として、計画期間を平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度までの 5 年間とする実行計画第 3 版に改定しました。

また、平成 21（2009）年 3 月には、稲沢市として地域特性の計画の整理や中期見直しの必要性から、第 2 次稲沢市環境基本計画を策定しました。

さらに、周辺市町村の環境マネジメントシステムの運用等においては、経済状況の変化等により、独自システムの導入が見受けられるようになりました。本市

でも環境マネジメントシステム (ISO14001) について見直しをすることとなり検証をしましたところ、これまでの外部認証登録機関の審査の結果、高い評価を得、取組による成果も上がってきたことから、平成 22 (2010) 年 9 月 26 日より自己宣言による独自の「稲沢市環境マネジメントシステム」に移行することになりました。

その後、平成 18 (2006) 年度から平成 22 (2010) 年度の各課、各施設の状況を把握、分析し、併せて平成 22 (2010) 年 4 月のエネルギーの使用の合理化に関する法律 (以下「省エネ法」という。) の改正に伴い、平成 22 (2010) 年 10 月にエネルギー使用量 (原油換算) が合計で 1 年に 1,500kl 以上である特定事業者指定され、エネルギー使用量を、努力目標として毎年平均 1% 以上削減することが求められていることから、これらを考慮し、平成 23 (2011) 年 4 月に基準年度を平成 17 (2005) 年度として、計画期間を平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 5 年間とする実行計画第 4 版に改定しました。

また、東日本大震災を契機に一変した外部環境の変化に対応するため、平成 26 (2014) 年 4 月に基準年度を平成 17 (2005) 年度とし、計画期間を平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 4 年間とする実行計画第 5 版に改定しました。

さらに、第 6 版では、国の「地球温暖化対策計画」に基づき、平成 25 (2013) 年度を基準年とすべきところですが、平成 26 (2014) 年に新市民病院が稼働したことにより基準年度を平成 28 (2016) 年度とし、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までに 20% 削減を目指す実行計画に改定しました。

また、令和元 (2019) 年度に第 3 次稲沢市環境基本計画を策定し、取組の第 1 項目に「未来につながる「地球温暖化の防止」」を掲げて、地球温暖化対策を推進してきました。

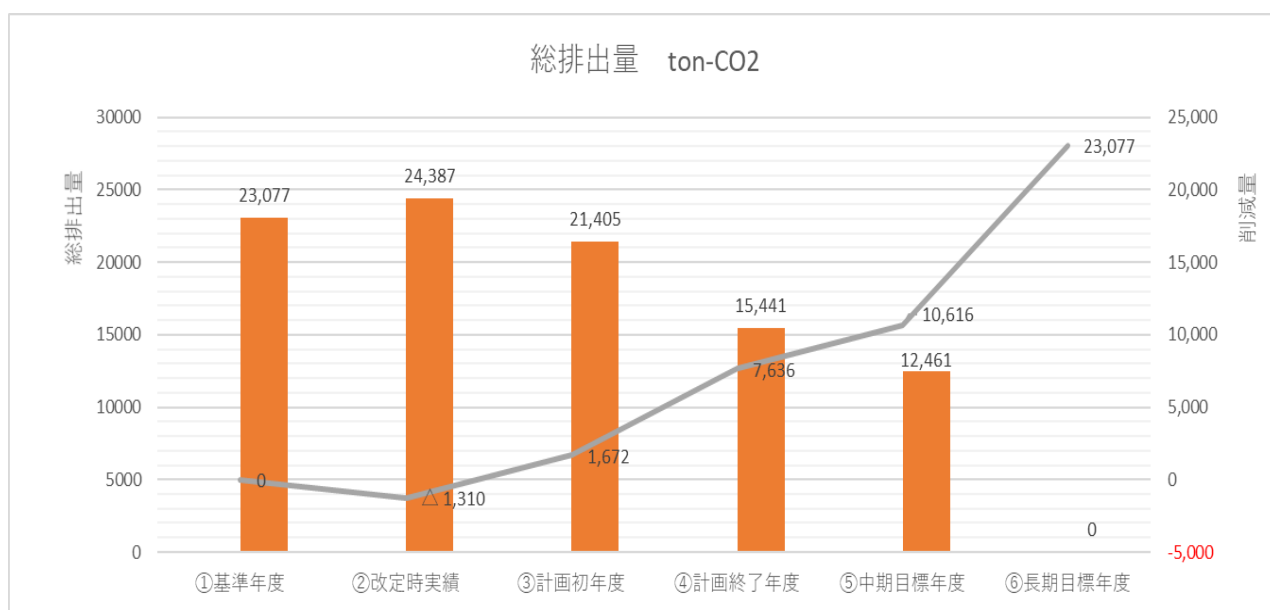
また、昨今の異常気象を憂慮し、温暖化対策に本格的に取り組むことを決意し、令和 3 (2021) 年 9 月にゼロカーボンシティ宣言をしたこと、10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」で温室効果ガス排出量削減が 2013 年度比 2030 年度までに 46% の削減に変更されたことに伴い、令和 4 (2022) 年 4 月に第 7 版に改定しました。

今回、第 3 次環境基本計画 (令和元 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度) の中間年度見直しを行うに当たり、また計画年度を合わせるため、第 8 版の策定を行うこととしました。

2 温室効果ガスの排出状況

	①基準年度	②改定時実績	③計画初年度	④計画終了年度	⑤中期目標年度	⑥長期目標年度
年度	平成25 (2013) 年度	令和4 (2022) 年度	令和6 (2024) 年度	令和10 (2028) 年度	令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度
総排出量 (ton-CO2)	23,077	24,387	21,405	15,441	12,461	0
基準年度からの削減量 (ton-CO2)	-	△1,310	1,672	7,636	10,616	23,077
基準年度からの削減率	-	△6.0%	7.2%	33.1%	46.0%	100.0%

長期目標年度の総排出量 0 (ton-CO2) は、温室効果ガスの「排出量」から、植林や緑地管理による「吸収量」を差し引くものです。



第3章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、市町村は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画を策定するものとされ、併せて同条第10項では計画の実施状況を公表しなければならないとされています。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるため、一事業所として稲沢市の温室効果ガス排出削減の将来的目標を定め、達成するために策定するものです。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示すとともに、地球温暖化防止に市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。さらに、地球温暖化対策について市民や事業者の皆様が積極的に活動できるよう、この指針、取組がその参考となることを目的として策定しました。

3 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、施設の所有権が市にありますが、温室効果ガスの排出量削減に必要な権限が市にない場合は、受託者等に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請します。

4 対象となる温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定められた以下の7種類のうち二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びフロン類のハイドロフルオロカーボン(HFC_s-134)の4種類のガスとします。なお、パーフルオロカーボン(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)については、全体の排出量が少ないこと及び排出量の把握が一般的に困難であることから、削減対象から除外しています。

温室効果ガスの種類	対象※
① 二酸化炭素(CO ₂)	○
② メタン(CH ₄)	○
③ 一酸化二窒素(N ₂ O)	○
④ ハイドロフルオロカーボン(HFC _s)	○
⑤ パーフルオロカーボン(PFC _s)	×
⑥ 六ふっ化硫黄(SF ₆)	×
⑦ 三ふっ化窒素(NF ₃)	×

※ ○：対象とする ×：対象としない

第4章 第8版計画策定の趣旨・計画期間・削減目標

1 第8版計画策定の趣旨

令和3(2021)年9月にゼロカーボンシティ宣言をしたこと、また10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことに伴い、令和4(2022)年4月に本計画の第7版を策定しましたが、それ以降の令和5年(2023)年3月に「稲沢市地域再エネ導入戦略」を策定し、さらに令和6(2024)年3月に「稲沢市地球温暖化対策実行計画<区域施策編>」を策定したことから、温室効果ガス排出量削減に向けた取組をより一層推進するため、本実行計画の第8版を策定します。

2 計画期間

国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、平成25(2013)年度を基準年度として、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間を取組期間とします。

3 温室効果ガスの削減目標

平成25(2013)年度を基準年度として、令和10(2028)年度の二酸化炭素排出量を、33.1%削減することを目指します。

第5章 温室効果ガス抑制に向けた取組内容

直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取り組み、事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めます。さらに、省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取り組みます。

また、施設整備の面から、公共施設の LED 照明や太陽光発電設備の導入、更新時における電動車（EV、PHV、FCV）の購入や空調設備の高効率化を促進します。

1 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 太陽光発電、太陽熱温水器及び風力発電の導入に努める。

2 施設設備の改善等

- ・ 建物等の屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテン等の導入を図る。
- ・ 屋内プール等の温水施設に太陽熱温水器の導入を図る。
- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を目指し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）、断熱フィルムなどを導入する。
- ・ LED 等の高効率照明について令和 12（2030）年までにストックで 100%とする。
- ・ 照明自動点滅装置（タイムスケジュール、昼光センサー、人感センサー等）の導入を図る。
- ・ 公用車の更新時に、電動車（EV、PHV、FCV）の導入を図る。
- ・ 空調設備の更新時に省エネルギー型の導入を図る。
- ・ 機械設備の更新時に高効率機器の導入を図る。
- ・ パソコンなどの事務機器は、省エネルギー・省資源型への切替え等の見直しを行う。
- ・ 自動販売機は、省エネルギー型への切替えを図る。
- ・ 業務用冷凍空調機器の簡易点検・定期点検を実施する。

3 省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の抑制

- ・ 窓口及び来客対応を除き、昼休み時の消灯を徹底する。
- ・ 窓口等を除き、昼休み時や長時間離席するときは OA 機器の電源を切る。
- ・ 残業時、休日出勤時の照明は、必要最小限にする。
- ・ 特別の場合を除き、エレベーターの使用を控え階段を利用する。
- ・ ノー残業デーを推進する。
- ・ 不必要な照明の消灯の徹底を図る。
- ・ 空調の室内設定温度は、冷房 28℃、暖房 19℃を目安とする。
- ・ 空調運転時間の管理体制を見直し、時間の管理の徹底を図る。

- ・ 空調する部屋の適正管理をする。
- ・ 冷暖房の省エネルギーの徹底を図るために、夏季は半そでノーネクタイなどの軽装をする「さわやかサマースタイルキャンペーン」を励行し、冬季はセーターなどによる重ね着をする「ウォームビズ」を推進する。
- ・ 空調効率を高めるためにブラインドやすだれ等を活用、または導入する。

(2) 公用車の燃料使用量の抑制

- ・ アイドリング・ストップの励行に努める。
- ・ 環境に配慮した経済運転の励行に努める（急発進、急加速、空ぶかし等をしない）。
- ・ タイヤの空気圧の調整を定期的に行う。
- ・ 公共交通機関の利用や相乗りに努める。
- ・ 徒歩や自転車利用を励行する。
- ・ 不要な荷物の積載を抑制する。
- ・ 経済的運行ルートを選択する。

(3) ガス使用量の抑制

- ・ 空調の室内設定温度は、冷房 28℃、暖房 19℃を目安とする。
- ・ 給食調理用は、衛生面に支障を生じない範囲で節減使用に努める。
- ・ 給湯器は適正温度で使用し、種火は使用時以外は消す。

(4) その他の省エネルギー

- ・ 通勤時の移動は、環境に配慮する。

4 省資源の推進

(1) コピー・印刷用紙の削減

- ・ ICTの活用により、ペーパーレス化に努める。
- ・ ミスコピーやミスプリントの発生防止に努める。
- ・ 両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ・ 文書、資料等の簡素化に努め、併せて作成枚数を必要最小限にする。
- ・ 片面使用紙やミスコピー紙の裏面使用に努める。
- ・ 文書、資料の共有化に努める。
- ・ 会議等においては、原則として封筒を配布しない。
- ・ 部数を多く作成する場合は、印刷機を利用して作成する。
- ・ 使用済封筒の再利用を図る。

(2) 水使用量の削減

- ・ 水道水の節水に心掛ける。
- ・ 節水型の機器の導入に努める。
- ・ 節水コマの使用によって、可能な範囲での水量調整に努める。
- ・ 水道使用量をこまめに点検し、漏水の早期発見に努める。

- ・ トイレ等に雨水や処理水の有効利用を検討する。

(3) 廃棄物の削減

- ・ 資源リサイクルを推進するため分別の徹底を図る。
- ・ 詰め替えやリサイクル可能な文具等の使用を優先する。
- ・ 使い捨て製品の購入を自粛する。
- ・ 事務機器は、修理などにより可能な限り長期使用に努める。
- ・ トナーカートリッジ等の再利用に努める。
- ・ 購入物の梱包材は、納入時に返す。
- ・ 物品等の購入には、簡易包装を要請する。
- ・ ごみ箱は、共用とし、最小限の数とする。

(4) グリーン購入の推進

- ・ 物品等は、環境配慮型製品（エコマーク、グリーンマーク製品）を優先的に購入する。
- ・ 容器などは、再利用できるものを購入、または導入する。
- ・ 印刷用紙等は、総合評価値 80%以上のものを使用及び購入する。
- ・ 印刷物の発注は再生紙利用とし、オフセット印刷については、植物由来の油を使用したインキまたはNL規制適合インキを使用するよう努める。

5 その他取組の推進

(1) 公共工事における環境負荷の低減

- ・ 材料は、再生素材またはリサイクル可能なものを活用する。
- ・ 建設機械等は、低公害型仕様の使用を促す。
- ・ 透水性舗装等の採用により道路交通騒音の低減及び雨水の排水性の向上に資する工事を考慮する。
- ・ 建設残土等副産物の発生抑制やリサイクルに努める。
- ・ 排出ガス対策型及び低騒音振動型建設機械の使用促進を図る。

(2) 建設廃材リサイクルの推進

- ・ 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等建設副産物の再利用に努める。
- ・ アスファルト及びコンクリート塊のリサイクルに努める。

(3) 雨水等利用の推進

- ・ 雨水利用タンクなどにより雨水の有効利用に努める。
- ・ 排水の再利用（中水利用）も考慮する。

(4) 緑化の推進

- ・ 公共施設の緑化を推進する。
- ・ 建物等の屋上緑化、壁面緑化等を推進する。
- ・ 緑地の保全や適正な維持に努める。

- ・ 緑化においては、大気浄化能力の高い植物を推奨する。

(5) 稲沢市環境マネジメントシステムの推進

- ・ 稲沢市環境マネジメントシステムの推進を図る。

(6) 環境基本計画の推進

- ・ 環境基本計画の推進を図る。

(7) 環境保全活動等の参加

- ・ 地域における環境保全活動に積極的に参加する。
- ・ 環境関連行事へ積極的に参加する。
- ・ 家庭等での地球温暖化防止に努める。

(8) 地球温暖化対策に関する国民運動「デコ活」

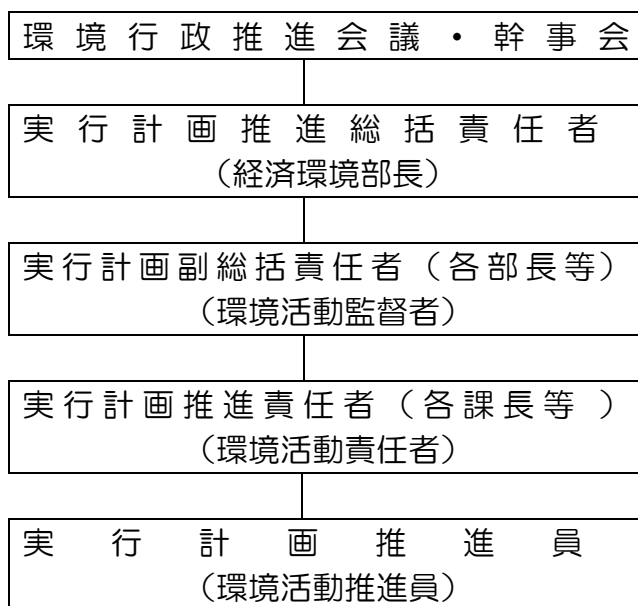
- ・ 賛同し、関係団体への周知等、啓発に協力する。

第6章 計画の推進

1 推進体制

この計画を円滑に進めるために、稲沢市環境行政推進会議に計画や進捗状況を諮り、稲沢市環境マネジメントシステムの対象施設は、その推進組織により、その他においては、それに準じた体制により、本計画を推進するものとします。その推進組織は、次のとおりです。

(1) 組織図



*実行計画推進員は以下の役割を担うものとする

- ・温室効果ガス排出に係る活動量を把握し、事務局に報告する。
- ・実行計画推進責任者とともに実行計画の周知徹底を行い、取組の推進に努める。

2 進行管理

温室効果ガス排出状況や温暖化対策の進捗状況等について、毎年度の状況をホームページ、広報などにより公表するものとします。

3 職員に対する研修等

(1) 環境に関する研修の実施等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

4 実行計画の見直し

この実行計画を実効性のあるものとして推進していくために、必要に応じて見直しをします。今後も「計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action)」のサイクルにより、継続的改善による取組により目的達成に努めてまいります。

稲沢市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉

改定の経緯

版	年 月 日	内 容
第 1 版	平成 17 (2005) 年 3 月 1 日	地球温暖化対策の推進に関する法律により策定。
第 2 版	平成 17 (2005) 年 4 月 1 日	平成 17 (2005) 年 4 月 1 日一市二町の合併により改定。
第 3 版	平成 18(2006)年 11 月 1 日	基準年度を平成 15 (2003) 年度から平成 17 (2005) 年度に、取組期間を平成 18 (2006) 年度から平成 22 (2010) 年度までの 5 年間とし、削減目標を 3%から 10%に(一部は 3%とする。) 変更するための改定。
第 4 版	平成 23 (2011) 年 4 月 1 日	前計画が平成 22 (2010) 年度で終了するための改定。取組期間を平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 5 年間とし、削減目標を 10%から 30%にする。(一部は 3%から 8%とする。)
第 5 版	平成 26 (2014) 年 4 月 1 日	東日本大震災を契機に一変した外部環境の変化に対応するための改定。取組期間を平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 4 年間とし、削減目標を 30%から 20%にする。
第 6 版	平成 30 (2018) 年 4 月 1 日	前計画が平成 29 (2017) 年度で終了するための改定。基準年度を平成 17 (2005) 年度から平成 28 (2016) 年度に、取組期間を平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までの 5 年間とし、削減目標を 20%にする。
第 7 版	令和 4 (2022) 年 4 月 1 日	令和 3 (2021) 年 9 月にゼロカーボンシティ宣言をしたこと、また、10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」で温室効果ガス排出量削減が 2013 年度比 2030 年度までに 46% の削減に変更されたことに伴い改定する。
第 8 版	令和 6 (2024) 年 4 月 1 日	令和 5 (2023) 年 3 月に「稲沢市地域再エネ導入戦略」を策定し、また、令和 6 (2024) 年 3 月に「稲沢市地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉」を策定したことに伴い、改定する。

稲沢市経済環境部環境保全課

〒492-8391 稲沢市中野川端町 74 番地

TEL 0587-36-3710 (ダイヤル)

